

佐賀県立鳥栖商業高等学校 部活動に係る活動方針

令和2年3月31日

鳥栖商業高等学校長

1 基本方針

高等学校は、中学校教育の基礎の上に多様な教育を行い、各部活動の特性等に応じた多様な形で部活動を実施している。生徒にとって望ましい部活動環境を構築するとともに、運動部活動では豊かなスポーツライフを実現する、文化部活動では豊かな心や創造性の涵養につながる資質・能力を育む基盤を作り、持続可能なものとなるよう最適に実施することを目指す。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう努め、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 各部顧問は、生徒及び保護者等に対して、年度の初めに活動計画や指導方針等を具体的に示し、計画的な部活動の運営を行う。

3 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 校長及び各部顧問は、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、水分の補給や休憩を適切にとり、熱中症事故防止に努める。
- (2) 学校は、「生徒の心身の健康管理」「事故防止」「体罰やハラスメントの根絶」を徹底する。
- (3) 各部顧問は、各部活動の特性を踏まえた指導内容の充実を図り、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

4 適切な休養日等の設置

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日(平日1日、週休日1日)の休養日を設ける。週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。ただし、公式試合や大会等を控え、やむなくその月の週末に休養日を設定できない場合は別の月に加算すること。
- (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度とし、休業日は3時間程度とする。なお、公式試合や大会前練習等で終日活動する場合は、校長及び保護者に許可を取り、その翌日は休養日にすることが望ましい。
- (3) 考査時間割発表日の翌日から考査終了までの期間は、土、日を含め原則活動禁止とする。ただし、公式試合や大会等が考査後1ヶ月以内にある場合は、校長に活動許可申請書を提出し、1日2時間程度活動することができる。

5 大会参加の見直し

校長は、各部活動で参加する大会等を精選し、生徒及び教員の負担軽減を図る。

この活動方針は、令和2年4月1日から運用を開始する。

令和2年6月18日 一部改定